

之而殺之、可乎、漢末大亂、豪傑竝起、荀文若聖之徒也、以爲非曹操莫與定海內、故起而佐之、所以與操謀者、皆王者之事也、文若豈教操反者哉、以仁義赦天下、天下既平、神器自至、將不得已而受之、不至不取也、此文若之道、文若之心也、及操謀九錫、則文若死之、故吾嘗以文若爲聖人之徒者、以其才似張子房、而道似伯夷也、殺其父、封其子、其子非人也、則可使其子而果人也、則必死之、楚人將殺令尹子南、子南之子棄疾爲王馭士、王泣而告之、既殺子南、其徒曰行乎、曰吾與殺吾父、行將焉入、然則臣王乎、曰棄父事讐、吾弗忍也、遂縊而死、武王親以黃鉞斬紂、使武庚受封而不叛、豈復人也哉、故武庚之必叛、不待智者而後知也、武王之封武庚、蓋亦可得已焉耳、殷有天下六百年、賢聖之君六七作、紂雖無道、其故家遺俗、未盡滅也、三分天下、有其二、殷不伐周、而周伐之、誅其君夷其社稷、諸侯必有不悅者、故封武庚以慰之、此豈武王之意哉、故曰武王非聖人也、と云へるが、誠に心地よきことなりけるを、腐儒どもは、東坡を以

てあやまれりとし、之を以て東坡の瑕疵とすることなれども、流石東坡は才識共にすぐれたる故に、大義に背けるを明らめて、武王聖人にあらずとは斷言したる也、唐人ながらも、大和魂の人也、鄙しき放伐の國に生れながらも、日本人の氣象を具へたる人と云ふべし、かよれば寛が心には、何程すぐれたる議論ありとも、珍らしき文章あり共、君臣の大道に暗く、父子の太倫にたがふ者あらば、鳥獸の類と思ふことなれば、勿論言語を接ふることをも欲せざる也、孟子の事は、義公太田の馬場御殿にて、講義を御聞きなされ、近邊所々へ札を建て、何月何日に講ありと云ふことを、庶人に告げ、來りきかしめんと、の思召也、其時内々孟子をよましめんとしたるを、先づ最初には聖經然るべしと、大學を講せしめたる由、往復書案にあり、武野燭孟子を嫌はせ給ふ、司馬温公に、談に、公ひとしき御見識にやとあり、これも司馬光か疑孟などより思ひつきたるならんか、矢張り大義上、國體上よりの御見識と推測らる、因て水

戸には、孟子の論旨を好まず、會澤安、藤田彪、みな同意なるは、幽谷翁もさる見解なりしなるべし、我同族に栗田維良あり、嘗て孟子は聖經にあらざりといひ、註義公の御説を聞たもちたるに、の説を持して、大に友部好正と論じたることあり、遺風餘烈の人に存するものと謂ふべし、會澤安曰、海外諸國大小強弱、交々相呑滅、而其大一統と稱する者、西荒四大君の説あり、雄を一時に稱すと雖も、其久しきに及で、世を殄し祀を絶たざるはなし、其他万国興滅常なし、蠻夷の陋習、復何ぞ怪むに足らん、漢土は禮義の邦、猶且易姓革命を免れず、其萬國に首出する者、唯皇國のみにして、二つ有ることを得ざること、其勢固より然り、然れども古へ其帝王皆黃炎の後、同く少典に出つ、堯の舜に譲り、舜の禹に譲る、亦皆黃帝の孫にして、稷契も亦堯と同宗なり、舜禹の肩を比べて、同く堯の朝に事ふ、其孫代るく、興て四海を保つ、亦後世匹夫崛起して、王位を踐む者と同じからず、但湯武の如き、其先諸侯たること、既に久し、君臣の分定る、而るも放伐を以て其命を革むるときは、王者の位隨て軽く、以

て後世王位を視るに驛舎の如きと云ふの漸を啓くに足れり、故に孔子亂世に生れて、猶尙東周に眷々たる、其意蓋亦見るべし、戰國の時に至て、諸侯雄を争ひ、皆桓文の所爲に倣はんと欲す、五十歩百歩、能く相尙ることなし、孟子獨り王政を行て四方の人心を収めんと欲す、故に其王道を論ずる、文王を以て法とす、若能く仁政を行て、文王の殷に服事するが如くんば、亦以て至徳と爲すべし、而其湯武の放伐を説く、甚しき者は則曰、誅獨夫紂と、其言過激に出て、以て訓と爲す可らず、亦孔子東周を爲し、陳恒を討つ、の意と異也、其視君如寇讐の類に至ては、則人君の爲に發すと雖も、亦仁人義士の聞くに忍びざる所也、故に孟子仁義の旨を論じ、仁政の要を説くは、則聖人の大道を發明するに足ると雖も、其放伐等の事を言ふは、人臣をして聞かしむ可からざる者あり、然れども海外の俗、易姓革命、皆習て常とするときは、孟子の言ふ所亦未だ必しも深く尤むるに足らず、天

朝は則君臣の義、天地と並立て易ふ可らず、放伐決して言ふ可らざる也、故に孟子の書久しく施行を許されず、西土の人と雖も、亦神州の孟子を悪むことを知る、近世に至て、其書大に行はれ、能く人をして仁義の旨と、仁政の要とを知らしむ、其大道に益ある、實に渺からずとす、然とも今海内の民、幸ひに日域に生れ、神聖の化を蒙り、君臣の大義、天地と易はらざることを知るときは、宜く放伐の決して言ふべからざることを知るべし、然後に孟子の言を取て、堯舜孔子の教を羽翼せは、神聖の彝訓を奉じて、天地の大道に倍かさるべきに庶幾らんと云へる、亦同義也。

さきにも云へる如く、烈公の孟子に、聞誅一夫紂矣、未聞弑君也、とあれども、全く夷狄腹にて、皇國に於ては、聞もけがらはしき語なり、いかに闇君にて、君は君にて、一夫同様と申事は、決して無之義なりとの語あるも、義公の武王は、聖人に非ずと云の御論と同意なり、會

澤安又嘗て一君二民の説をなして曰、一君二民は、天地の道也、四海の大なる萬國の多き、其至て尊き者は二つあるまじき道理也、東方は神明の舍にして、太陽の生ずる所、元氣の發る所、時を以てすれば春にして、萬物の始る所なるが上よ、神洲は大地の首に居れり、宜く萬國に首出して、四方に君臨し給ふべき御國柄なり、故に皇統歴々として、君臣の分一定して變らず、太初より今日に至るまで、天位の尊自若たり、是萬國の未だ嘗て比類あらざる所のもの、天下の至尊二つあるべからざるの理なれば、所謂一君二民の義に於て誰か彼此の議を容るゝ者あらん、凡天下の物、各、貳ニとなるべき者あらざることなし、故に漢土も東方に在て、神洲と比隣し、神洲に亞で東海に臨む、其教人倫を明にするに在り、天朝神明の垂れ給ふ所以のものと、期せずして相同じく、其道生々あり、西方寂滅を主とするの説と相反し、而して地勢亦唇齒の姿をなすは、天の神

洲と互に捍蔽を爲さしむるものにて、貳ありて相副る、天造の自然なり、若夫蠻夷寂滅の言、民心を盡惑す、而して身毒の法は、人倫を廢棄し、洋夷の説は、君父を輕侮す、其言天下に満ちて、積陰の氣、天地に塞る、天下有志の士、安ら興起奮勵して、心力を盡し、身體を粉にして、之を攘はさる事を得ん、其陽を助け陰を抑へ、正を掲げ邪を排する者、固に宜く、天祖の彝訓を奉じ、天朝萬國に首出するの大義を明にし、以て天地汚穢の氣を一洗し、堯舜孔子の教を崇て、以て腹心とし、漢唐禮義の邦を善して、侮を禦すはある可らず、而るに曲學の徒、方に且眉を揚げ舌を鼓し、空論間議徒らに異邦を尙慕して、萬國中固に至尊にます者あることを知らず、或は皇國學と稱し、力めて商周漢唐を排して、至尊者の腹心禦侮なくばある可らざることを知らず、之を要するに、身を没るまで力を盡し、其終り同く大道を傷害し、邪説を助長するに歸する、亦哀しむべき也、余謂、神州は萬國

の元首、皇統二つあることを得ず、萬民を以て一君を奉ず、其義臣子の分を盡すあり、而して漢土は則、神州の貳なるが故に、其君臣變らざること能はず、猶武將の代るく興るが如し、故に三皇五帝、上古よりして姓を易へ、命を革め、一君を以て萬民を養ふ、其成功に取のみ、故に禪讓あり、放伐あり、其它夷蠻戎狄、國として、其姓を易へざるなし、亦何ぞ獨り漢土のみを怪まん、清人西域聞見録を著して云、鄂羅知らずと、是蓋其誇張の説を誤聞ける也、其實は、斯一姓相傳ふ、其幾千年なること、慶長年間、既に其姓を易しことを知らざる也、夫道は天地に出づ、既に天地の大道を見るときは、必ず一君二民の義を知る、苟も一君二民の義を知らば、則萬國の元首、宜く二つあるまじき事を知る、而して萬民一君を奉ずるの邦、亦兩つ有ることを得ず、天胤の移し奉る可らず、而して萬國の易姓なきこと能はざる、即天地の道にて、勢の然らざることを得ざる所也、と云り、是等議論、其學問識見の不凡より出る所と云ふと雖も、未だ嘗て西山公以來、歷代明倫の學を崇尙したる

之餘、醇儒碩學、往々輩出、涵養漸磨の功を蒙るに由らずんばあらざる也。

また史臣をして、各一經を究めしめたることは、其所長によりて、命せし者と見ゆ、其時の辭命、載せて文苑雜纂あり、其辭曰、傳人見又命汝

易、夫易者天地萬物之情見焉、吉凶存亡之道備焉、經四聖人之手、有卦爻象象之義、諸儒爲之注解、程朱爲之傳義、以生知之聖、而章編三絶、且

其言曰、假我數年、卒以學易、可無大過至哉、易也、汝其潛心於此、命無魚吉弘左介以尙書曰、四代之政、布在此書、欲見彼所謂一帝三王之治者、舍此

而何也、二典事多、洪範理深、周誥殷盤、佶屈聲牙、古人猶苦難讀也、汝其勉哉、命板垣宗勝以詩曰、夫正人之性情、以化風俗者、不在詩耶、事君事父、

以群以怨者、亦不在詩耶、鳥獸草木之難識者、不少、况又時異古今、國隔華夷、則又益難哉、雖有紫陽之傳、而毛傳注箋不可棄也、爾雅訓詁、亦考之、

孔子曰、不學詩、無以言、往矣、汝其學詩、勿懈々々。命中村新八願言、以禮記曰、

夫禮者天理之節文、人事之儀則、一日不可無此道也、大之則冠昏喪祭、軍旅朝廷之事、小之則洒掃應對進退周旋之儀、所謂優々乎大哉、禮儀三百、威儀三千、惜乎孔子所叙、灰燼于秦、故其書多漢儒之傳會、周禮儀禮、可以併觀焉、吁、文太長、事太廣、以汝年少、命之勤而不倦、則比及而立年、汝必立於禮、可以期待焉。命犀曰、汝好春秋乎、春秋、天子之事也、故曰知我罪我者、其唯春秋乎、其言名分、其筆謹嚴、一字之褒貶、如游夏亦不能贊也、傳之者左公穀也、歷代諸儒、各有所好、是所以有太官賣餅、膏盲墨守廢疾之譬也、左氏詳事、公穀言理、不可以偏廢之、胡氏之傳、兼取三傳、加以己意、可謂善矣、就中正月之論、西狩獲麟之說、千載不決于一、汝詳之、申命五人曰、噫、各致其力、以精熟之、然則五人之腹、是五經之筭、五人心、便是五經淵海、以其筭藏于我家、以其淵海流于我國、是所期也、五人稽顙而退、とあり、是寛文十年のこと也、義公學を勧め人を勵すの大意を見るべし、又元祿六年、安宅清十郎に賜へる書に云、先日は

文公家禮用に付、無心申入候處、所持無之由、近頃無嗜なる事と存候、冠婚葬祭は、人間たる者は常住片時も闕くべき事にあらず、然れども無學の人は、たとひ儒道志有ても、箇様の業をはしらざる人多し、其方は諸士諸卒に讀書を誨へ、講談の役人にて候へば、冠婚葬祭の疑敷事をば、其方へ相尋よて可有之候、左様之節は、如何答可被申候半や、無心元候。一大學、中庸、論語は、儒者の眼目、王侯より士庶人に至るまで、修身平天下の外は無之候、然共日用よて無之と申よては無之候共、當分指當候急務には、先外事よりをしへず候ては、心能至り候共、左衽側衣裳いたすべく候、左候は、先小學を以て灑掃應對進退之節、禮樂射御書數之文を教しへ、孝經を以て父母に孝ををしへ、忠者求孝子門と候へば、忠孝ともに相備候、禮記には尤無益の論とも有之と雖も、其の段は講人用捨に可有之事也、家禮は簡便にして、通曉し易し、易者高妙にして、世俗の人不讀しても指て無損、春秋

は有目無録、胡安國の傳も、非孔子旨疑しき者也、尤三傳も受用し難し、書經者記事の書なり、無學の人に益なし、詩經者孔子これを削ると雖も、其言簡古にして、文人等のためにはよし、平生体の人は曾て益なし、然るを世間の人、講釋といへば、先大學論語を講談することになりぬ、是は何と云ことぞや、橋をわたらずして、先きの岸へ登るに同じ、我願はくは、今までの費をあらため、小學孝經禮記家禮四部を講釋いたされ、文字讀にも右之書を讀習はする様に致度候、疎學短才にして、箇様の事申は、管を以て天を測るに同く候へ共、蠢々一個書生、聊述寸志候、以上とあるにて、公の經を讀むに、斟酌損益、以て實用に適せしむるの方法を知るべし、是我舊水戸藩にて、經史を講究するに、訓話にあらず、朱程の學も僻せず、實用的の學問をなす所以の根原なり。

大凡學に三等あり、性理、經濟、詞章是なり、四書五經を讀み、人倫の大本

を立て、春秋通鑑の義を研究し、古今の治亂を明かにし、其餘力をもて詩文をも能くする、士と謂ふべし、俗儒の記誦文章を專として、治亂成敗をも辨へざるは、我取らざる所なりと云ひて、國中の士民に諭したりければ、國中の物學も、皆公の心を心として、實用の學を研磨し、尊内卑外の名義を明にせざる者なし、當時儒生の編纂に預る者、譜牒も精く古今も明なるは、佐々宗淳あり、博學洽聞、歴史に達なるは、安積覺あり、典故に明にして、古言に通ずるは、中村願言あり、議論該實、考證精覈、源平の事に明なるは、栗山愿あり、文章豊贍、南朝の事に暗熟せるは、三宅緝明あり、博聞強識、書法簡嚴なるは、青野叔元あり、和歌有職の事に通じたるは、安藤爲實あり、系譜神學も精しきは、丸山可澄ありて、何れも、皇朝の典故を明にするを旨とし、公の盛意を發揚せられしかば、公の徳業ますます、世にあらはれたり。

烈公にも、この學に三等ありの義を述べて、其臣子に諭して曰、太平

の久しき、風俗浮華に赴き、文武共に衰弊し、講釋等辨舌よく申述、詩文等達者に取廻し候を、文道と心得、弓馬槍刀等見事に取廻し候を、武道と心得候様成行候處、是は文武の枝葉にて、文武の本旨とは云ふべからず候、然るに文武の枝葉さへ心懸候者少くして、無學文盲、人の人たる道をもしらす、柔弱游惰にて、士たるわけをも忘るゝ類あるは、誠にあさましきことならずや、近來又一種の弊風を生じて、われは學問をも勤めずして、人の論を勸説し、武藝をは勵ますして、身形刀劔をいかめかしくし、或は孝悌忠信の道をは指置て、權謀術數を旨とし、人物の評論、政事の批判等に日を費し、身を脩め家を齊る事に至りては、これを度外に置候類、以の外なる風儀なきにしもあらず、君子欲訥於言而敏於行、とさへ承候、如此行跡は、抑如何なる心ぞや、是皆眞實の心薄くして、已を省るの心なき故なるべし、依ては正心誠意の學を本とし、恭敬の義を取失はず、武藝の義も、表を飾

るの意を止て、沈勇を尙ひ、篤實律義の士と成候様、可心懸候とあり、初義公の時、安積澹泊史筆の任にあづかりて、肅公成公良公に歴事し、享保十八年致仕して、なほ編修の事に與る同時、依田處安、小池友賢、打越直正、増子淑時、河合正修、徳田庸名、越克敏など相うけ、天明六年に、立原萬總裁たり、立原萬の門下、人材輩出し、小宮山昌秀、藤田一正等、此時長久保玄珠の門に高橋廣備あり。一正と同一く總裁たり、一正は文公武公哀公に歴事し、學識世にすぐれたるを以て、藩士之に依頼す、其門下に會澤安あり、杉山忠亮あり、宇佐美尢あり、吉田令世あり、一正嘗て哀公の公子なきことを患ひ、常に子弟に語て曰、景山公子今龜の間にあり、世を憚りて韜晦すといへども、聰明の君にませり、他日公家繼嗣の事の議あらんには、汝等必公子を立て奉れと云へり、哀公薨す、果して時の權臣景山公子を置て、幕府の公子を養んと議りしが、一國の輿論と先公の遺言とを以て、繼嗣既に定めり、即烈

公にませり、一正當時既に没するも、其門人子弟等兼ての持論を奉違せり、初公の幼時にあたりて、會澤安侍讀の任をうけ、教育輔導其力を盡せり、その龜の間にあるや、文武の藝業を學ぶ、時に吉田令世其侍讀として、左右に親近せり、令世は一正の聳にして、藤田東湖の姉夫なり、其人となり、忠誠國を憂ひ、其學問和漢に通じて、著述文章の材あり、常に曰、學は大道を明にするにあり、大道は天祖天神の道也、之を輔けて以て此道を培養するは、漢土孔子の教也、是應神天皇の此學を弘むる所以なり、然れども、後世漢學者流、漫りに漢土に泥むは、取るに足らずと、痛く之を駁し、其著す所の書數種あり、尤も國典に明に、語學に長ず、公をして明倫歌集の著あらしむるは、其師一正が葦原集を作るの意ををうけたるものなり、又八洲文藻和言集成の類、又そのすゝめ奉りし所によれること明けし、安んず知らん公の大和魂を鍊磨し給ひ、藤田一正を信じて疑ひ給はず、一正

の學は即我家の學なり、義公の遺志を奉じたるものなり、と云ふま
そに至りしも、會澤吉田等の諸氏之が先導をなすを以てせしにあ
らざることを、又彪の武技を講ずるを聞給ひて、不息の額字を書じ
て授け給へるも、亦龜の間講習中のことなり、最後に彪を擧用する
の濫觴と認識す。

かく忠孝の御心深かりし上に、英雄の材畧ましく、ければ、唯自國頌
分の事に心を盡さるゝのみならず、内は天下諸國の修驗山伏、虛無僧
をも撫順して、事あらん時は力を盡すべき制を立て給ひ、外は朝鮮琉
球の事を對島薩摩二國の君に問ひ、種々の計を盡し、遠く蝦夷を經畧
するの策をめぐらして、快風丸といふ大船を造りて、實は窃に海外諸
島をも巡覽せんと思はしけるなれども、時未だ至らざるを以て、讒者
の爲に離間せられ、大志の万一を償ふこと能はず、中納言の爵位を賜
はりし時に、「位山のはるも苦し老の身は、麓の里ぞ住みよかりける、」と

咏じ給ひて、西山に隱居し、伯夷叔齊の清操を友とし、梅里と號して、泰
伯の三讓を慕ひ、仁を求めて仁を得たり、又何をか怨みん、其歌詠悠然
世と相遺るの趣あり、而して能く之を玩味する時は、隱然痛憤悲愴の
意を含めるゝ似たり。

公の修驗僧侶を撫順したることは、人見雜記に、下總の葛西より唐金
と云在所あり、茂衛門とて、代々富る百姓あり、下人被官百姓千人よ
も超らたり、貞享元祿の頃、東都のはやりの歌よ、たうがねの茂衛門、
女房はよい女房と歌ひしは、なりかたちの事にはあらで、此妻と云
は、水戸黃門さまの姫君なりし由、實母貞叔孺人
岡本氏語れり或とき光國卿長局を
廻り給ふ、くさやかなる若者こゝ杓を持ち、石に躓して居しが、乍ち
平伏しける、何者ぞと尋ね給へば、たうがね村茂衛門也と申す、扱は
聞及びし茂衛門なりや、其方は大分の人馬をも持ながら、何とて食
かるわさ自らするぞと問ひ給へば、されはとよ、御家の長局なごは、

大切なり、下人に任すべからずと、親なるもの申しよに付、かくは任
 ふまつるなりと答ふ、光國卿御きけんにて、さてもうる奴かな、我等
 が聳になれとの給ふ、辭退もなく有がたしと申し、拙者を御聳にと
 の思召ならば、今一人よき御聳まらすべし、小田原に〇〇院と申
 山伏あり、東三十三ヶ國觸頭なり、御人數つかひなどあらんには、一
 かどの者也と申す、彌御きけんにて、二人とも御聳になされける、
 と村越忠藏語る、光國卿は何でも用に立つる英主也、早世の公子が
 た多かりしを、近國所々の寺々へ送葬ありし、かくの如くなし置け
 は、他國へ飛脚をやり、人數集めなごするにも、目たよと仰られ
 しよし、高須侯義の醫、中島三知語る上と云ひ、友人内藤耻叟の話に、
 舊藩御矢倉方の役所に、諸國山伏より差出せる神文、あまたありし
 ことを覺ゆと云へり、併せて公の英略の一斑を見るべし。
 又朝鮮琉球の事は、松平薩摩守殿御頼琉球への覺書に、一鎮西八郎

爲朝琉球へ被渡、其子孫只今の琉球王にて候由、傳承候、彌其通に候
 者、爲朝より唯今之琉球王迄、代々之系圖可有之存候、記録に書留申度
 候間、系圖之次第、委細御書付可被下候事。一於琉球國、爲朝を神よ祭
 り、祠を立、國人崇敬仕候由、傳承候、其祠有之候所名、并其祠の名等、具
 承度候事。一爲朝被渡候時分、付隨參候侍共は、誰々參候との語り
 傳も無之候也、若左様の者の子孫など、于今有之候は、其姓名住所家
 業、委細承度候事。また宗對馬守殿へ御頼、朝鮮への覺、一朝夷名三郎
 義秀朝鮮へ渡、彼地に而死去仕、國人神に祭り、祠を建、於今崇敬仕
 候由、傳承候、彌其通に候者、其祠之有之候所の名、并其祠之名等、委細
 承度候、記録に書留申候間、委細に御書付可被下候事。一朝夷名朝鮮
 に而終り申候者、其子孫など可有之様、存候、若其子孫有之候者、其
 姓名住所具に承度候事。一朝夷名朝鮮國へ渡申候時分、付隨參候侍、
 誰々參候との語り傳者無之候哉、若左様の者の子孫など、于今有之

候者、是又其姓名住所家業等、具に承度候事。とあり、全く脩史のこと
 のみかゝれる様なれども、其意義別にあるべし、其は快風丸を造
 りて、蝦夷を経歴せしめたるにて、知るべし、この船のことは、史學
 協會雜誌に載せられたれば、此にはいはず、此船總長廿七間、横九間雨の
かん一間づ、櫓四十挺立、帆柱南部より御と
のへなり、十八間、帆木綿五百端にて出來
 と、記録にあり、烈公の記録に書して曰く、波間は大方七間なれば、
 三七廿一間の船より小き時は、平ならぬものなりとの説を、兼て我
 云所なれば、此度海船の義に付、快風丸の一書舊記より見出したる
 に、廿七間とあり、さすれば、源義公御代にも、とくに御見開きに相成
 事と的中せりとみゆ、余輩此廿七間の長さの船を造られたるは、い
 かなる故と云ふことに心付かされども、烈公には波浪の大分七間
 なることを窮理し給へる故に、かく仰せられたり、其聰敏感するに餘
 りあり、この御説に就きて見るときは、義公も波浪七間なることを、

御承知の上にて、廿七間に造られたりと、讀書かくの如し、眞に是れ
 眼光透紙背者なり、さて義公の蝦夷の事に心を盡されしは、もと我
 皇國の版圖内なることを知しめし、外夷に奪はれんことを憂ひ
 てのわざ也、然るに大日本史に、蝦夷を外國傳中に加へたるは如何
 と、世に疑ふ人もあれど、是は古今の形勢に暗く、修史の大體を知ら
 ざるの論なれば、言ふも足らぬぞ、元祿年間史臣の意を以て、試に
 其大意を言んには、古昔蝦夷と云るは、内地に住せる一種の夷にて、
 今の地にはあらず、今の蝦夷は、古所謂渡島と稱する地にて、齊明
 天皇の朝、始て内屬せし時、後方羊蹄に政所を置て、衆夷を治めしか
 ども、亦幾程なくして叛きぬれば、桓武天皇坂上田村麿をして討
 しめ給ひ、閉伊村まで窮追し、其酋長阿氏利爲母禮等を戮せり、され
 ば其餘孽なほ除かさりしかば、又しも文屋綿麻呂をして討しめら
 れ、漸々内地をは掃攘せしなり、先是、元正天皇の時、諸鞍男よ命じ

て、鞆鞆の風俗をみせしめし程なれば、蝦夷の地既に皇國の光化を被りしは、言ふまでもなきことにて、外國とはいひ難からん、殊には當今北海道を置き、國郡を分ち給へるも、亦地勢の固より然らしむる所あれば也、さるを外國傳に載せしは誤れり、萬一魯西亞より外國傳にある上は、我領域中と理不盡に言れなは、如何なぞ憂慮するもある由に聞ゆれど、こは古今の形勢と、修史の大體を知らんには、惑ひなかるべきことながら、之を言はざらんには、猶惑へる族もありなん、夫れ史は治亂を明にし、制度を審にするを主とすることにて、蝦夷の如きは、一種の夷人、歴世殊俗を以て待せ給ひし所、日本書紀には蝦夷を東北夷と稱し、續日本紀時代には陸奥に在るを蝦夷羽越にあるを蝦狄と號し、其聚落内地にあれども、實は一種の夷狄なれど、正史に蝦夷内屬又は蝦夷朝献及び貢方物とある者、なれば、此を記傳體の史に記さんには、外國傳に入れざることを得ず、若し然せざらんは、史の體載を得ること能はず、其の情狀を審にすること能はざる也、たとへば三韓の如き、皇國の御馬

飼として、年に八十艘の貢を献り、且つ其國に政所を建て給ひしことよて、内つ屯家の國とさへ申したれば、内屬は言ふ迄もなく、又琉球の人民は、其主を天孫氏と云ひて、我神明の裔なること著く、皇國の種類にて、風俗言語亦粗皇國に類し、内屬せしこと、今日までもかはらねども、推古紀に、掖玖人三口歸化、又は五月夜句人七口來之、掖玖は今の琉球を云々、と記せるなど、惣て化外を以て待せ給ひしことにて、是亦外國傳を立されは、其情狀を審にすること能はず、況や蝦夷は一種の夷人にて、叛服常なきこと、前に記せし如くなれば、外國傳とせしは勿論のことなり、尤も地勢山川等の詳なることは、内地諸國の如く地理志に記すべきとの見解なり、朝鮮琉球亦之に同じ又西土の例を以て論せんには、皇國の蝦夷あるは、なほ彼國の朝鮮あるが如く、朝鮮は漢武帝の時には、縣とせし程のことなれど、此を東夷傳に載せ、特に歴世彼の正朔を奉じぬれど、其後明史にいたるまで、外國傳に記せ

しなど、修史の體然らざることを得ざる也、されど明治の史を修めんには、外國傳をは除きて、別に名稱を設くべし、是當今の制度によれば也、今の眼目を以て、上古を律せんは、修史の體裁を知らざる也と云ふべき耳、嗚呼義公薨後殆二百年、當時立傳の議、今得て聞べからず、因て管見を述て史臣の意を推測すること此の如し、然れども余嘗て別に一説を持せり、何ぞや、日本史序に、義公の言を載て曰、如是書、則惟務其實、不求其華、寧失於繁、莫過於簡、至其刪裁、姑有俟乎大手筆とあれば、其取捨採擇に至ては、一二訛謬なきを保せざるときは、蝦夷傳の如きも、必ず外國傳に立るの是非を墨守すべきにあらず、唯これのみにあらず、既に上に言うが如く、琉球は天孫氏の裔なり、新羅は素盞鳴尊稻飯命の撫順統轄するの國なり、是等みな屬國傳を立て、隋唐外國の上に叙すべきものなり、而るに日本史に隋唐を先にして、屬國を後にす、恐らくは史臣或は義公の裁決を仰がず

して、この謬を致すならん、何を以て之を言ふとやらは、公の薨は元祿十三年にあり、當時百王本紀と文武以下羣臣列傳草稿組成しのみにて、考訂未だ終らずと記録にあれば、未だ外國傳の委しき議論には及ばざりじこと明か也、且公をして其議論を聞かしめば、内外の名分尤も其慎重する所なれば、必ず菅原右大臣の見の如くなる者あらん、右大臣嘗て類聚國史を著す、國樞、隼人、多禰、南島、掖玖、蝦夷、俘囚の類を風俗の部として、其百九十卷に擧げ、其上なる百八十九卷は十卷なれを、此に隋唐を容るべきにあらざることを著し、佛道部なり、次に即百九十三卷に載せたり、是に由て之を見れば、隋唐は必ず蝦夷の下、高麗の上、殊俗の部にありしことも知らるれば、若し義公をして、世にればして外國列傳の議を裁決せしめなんには、蝦夷の如き、三韓の如き、琉球の如き、或は之を屬國傳におき、隋唐以下を外國傳に置れんも、亦知る可らず、而るに義公薨後に至り、支那聖人を崇尙する儒者

の見て、隋唐は大國なり、堯舜の國なり、抔思ふ了簡より、屬國なる朝鮮、琉球、蝦夷を後にたきて、隋唐を先にし、之を共に外國に列叙せしなめり、實に惜しきこと也。昔元祿中義公世にましける頃、史臣に青野叔元俗稱源藏あり、外國傳の編修に預り、乃ち筆を下し、其胃頭に書して曰、彼國有堯舜者、其見識の卓越にして書法の謹嚴なること、想見るべし、而るにこのこと唯我彰考館の口碑に存するのみにして、今其傳文を見ること能はざるは、當時支那拜崇の儒者の見を以て之を削りしこと知るべく、外國傳のかくの如くになりしことも、思半に過なん、寛不肖と雖も、其時にあらんには、叔元の説に左祖し、僻儒の見を排して、その文を存せんものをもと、今にさへ齒かみもせられ、拳も握らるゝはや、烈公も亦義公の遺志をうけ、深く蝦夷は北門の鎖鑰、尤も守衛を嚴にすべきことを論建せられ、又其史臣青山延光に賜ひし書に、松前蝦夷を初め、千島は勿論かんさつか迄は、日本の地にて、田村麿も奥州へ中央の碑を立たりと云へは、日本の領内なるを、捨置きし故、自ら北狄に奪はれたり、今にては外國と云ひても、日本の地と申しても、濟むことなれども、日本の疆域は相違なければ、日本史は、其由に認めたし、萬一外國傳へ書加ては、相成らざること也、とあるも、後議を招かんことを深く憂慮せ

られしものと察せらる、菅公烈公並に此に見あり、義公の英見卓識、豈此に及ばざることあらんや、而して、遂に議論の此に及ばざるは、義公薨後に屬する故ならんと、推考せらるゝ也。
又烈公の書給へる者に、凡夷狄を防禦するは、大銃大船を第一とすべし、齊昭毎度建白せしが、御法度に荷船外大船無用と有之故、製作不相成よし、御沙汰有りけれども、大小有益の船艦、兎角丈夫に御出來、大銃を打ても、破れ沈む患なく、帆にて自在に取廻すべき様、製造あらまほしき事也、万一佐渡、隱岐、壹岐、對島、大島、八丈、松前、蝦夷、琉球等彼が手に入て、津々浦々に寄來りなば、堅牢の船艦有之たり共、六ヶ敷有之、況船艦なくしては、如何にして之を取かへし給ふべきや、海上より來れる夷船を、陸より防禦するさへ不容易に、ましてや彼島々を奪ひて、彼は陸より防禦するを、手簿き船にて攻入取かへさん事、甚かたからずや、嚴命たにあらば、武士の持前ゆゑ、如何様の船

にても出船はすべけれど、惜き勇士を莫大死亡せしめん事、御卓見無之こととて、永世議し奉るべきのみならず、其後に至りて出来ざる勢、今より鏡にかけたる如くなれば、一日も早く見拔給はんこと、至願に不堪也と云るは、即義公の深意を斟酌せるものなること、琉球朝鮮のことを聞糺し給ひて、又快風丸を造られし處の意を繼述せしことを互に相發明して知るべき也、烈公蝦夷を開拓するの豫算を云る内に、松前へ渡りがけに、ヲコシリ島へ水戸殿領分馬牧と云標を立、風より火を放て焼拂ひ、南部大間の牧駄を二十も三十も放し、仕事の始にすべし、三四月の頃、我等松前へ下り、直に風を待て石狩川より登り、同川續き右の方なる湖水へ船かけして、四方八方風に任せて、焼拂ひ、ユウイ山等へ登りて、地形を見、城郭になるべき要害の地にて、地の宜しき處、且又西北に山をうけて温かく見ゆる地に、居城を築き、さて可然處へ其地の雜木を集めて、小屋がけし

て、城普請の下知あるべし、大臣小臣等は、多分城下より二三里又十里内外へ土着申し付べし、城普請出来なば、勤番家中の者共、皆櫓渡り矢倉等、又見付等、初より役宅になる様にこしらへ、夫々割付居住せしむ、ユウイ山を北に取て、城とするならば、仮に云のみ也松前の方へ海道一つ、マスホ、川からふと近く也アツケシの邊へ、一つと、三つに道をして、それより船付等の方へ、枝道付べし、大臣一人へ小臣百人づゝ付、皆要路々々にて知行遣すべし、戦士は何人にて多き程よければ、服し来る浪士等へは、土地を渡し、侍に、取立べし、牛馬多からざれば、土地は不開もの也、年々南部津輕より牛馬數百移すべし、駄馬駄牛尤多く徙すべし、城下より放れし、可然地へ遊里を立つべし、城郭を築候杯、一日暮しの者召使ふに、遊里なき時は、長く蝦夷には居り兼候半、たとへば十萬金を城普請よかけて、其十萬金を蝦夷へ落させるは、遊里と湯屋の外はあるまじ、八方共海岸より城下まで三里五里

位の處に、番小屋を立て、異船來れば、火を擧べし、草木の生ずる所に
 作物不出來ことなし、手入と肥の次第なり、北地にしても、麥粟小麥
 稗大根牛房ニラコンニクラツキヨコンニヤク菜蕪三度麥等の物
 は、必ず出來べし、凡ての物、實にて多く渡し、蒔付る時は日數をへて
 も、水をたつ患もなく、又其地に生ずる故、必ず根付くべき也、一刀と
 半弓は、何程の下賤にても免しおき、非常の節の用に立つべし、北地
 の内願整ひなほ、先づ鶴千代簾中引取置き、追て婚姻の儀願可申、次
 に登美宮事時宜の節、先づ水戸へ下し、我等松前へ渡り、追々松前迄
 引移させ、家中の家内も同く松前へ引移らせ、氣候宜き時、我はイシ
 カリをとり、焼拂ひ、イワイ邊へ城郭の地を見立て、城普請に取か
 り、秋の末より春迄、松前へ住居し、又夏より秋迄、蝦夷へ參り、指圖致
 し、普請なるの後、奥向迄引移らせ、段々蝦夷へ引取る手續きにすべ
 し、ラツコ島を初、カンサツカに至る迄、折々風聞を聞かせ、何れより

成共、時宜は奪ひ取り、直さま大勢渡して、島を守らすべし、一人宛も
 人の多く、大筒の多きがよく候也、たとへはラツコ島なれば、エトロ
 フ、クナジリにてなれたる人をも多く渡すべし、是は三四月の頃よ
 り、異人渡り、秋の末に成る時は、島は常住の者許にても、多くは有之
 間敷候故、よくく、人遣し見届け候上、來三四月異人不來内に、此方
 より多勢を渡し、異人は不殘からめ取て、跡を守らしむべし、夫より
 は暑寒共に此方人數を多く渡し置て、守らしむべし、彌此方のもの
 にならば、二三年の内に城を築き、二三男等の内を遣し、扱又追々開
 けなほ、鶴千代の二三男五郎七郎八郎等の子共ども、夫々右の風
 に取立可申候、追々開け申候は、國名を撰び、蝦夷と云名を改め、日
 出國と願申すべし、寅卯の方の島なれば、日出の文字も相當にて、且
 又日本より日の出ると云もことわりなれば、かたぐ、宜き也、其他
 郡をわけ、村名をつけ、統て夷の言は相止可申也、北地松前の備、並殺人蝦夷

馬クナヅリエトラフ島迄、備場固相なりたる上は、間者を出し、ラツ
 ヲ島等カンサツカ迄のこをよよく辨へ追々取返すべし、是迄は必
 カンサツカ半分迄には不至共、日本交易にて、湊も繁昌なるべく思
 へば、交易の義をかたく禁せば、追々湊もさびれ、人も減る様可相成
 は、右様成置てより、取返す工夫あるべし、是は前にも如定三四月彼
 人不渡前に、此方よりラツコへ渡り、島人皆殺しよて家は不焼、先に
 て作りたる家を用べし、大筒等も有之は、さし見ゆなれば、其まゝ用
 べし、手近きラツコを先に取も、又遠きカンサツカより取返すも、何
 れも、一理づゝ有べし、カンサツカを取返せば、ラツコの人退去す
 るに疑なし、何れ其節の模様たるべし、間者にて見ぬき置、第一に船
 を取上げ置て、沖の方へ出し置て、裏より責べし、必ず夷狄は十人の
 者、二三人も殺さるれば、狐疑ある狄人故、一度降参したる様子を見
 せかけ、生捕に成て、追て仇を報んとすべければ、其所をふまへて、降

参したるは不殘繩下にして、無二念皆殺すべし、遭厄日本紀事杯の
 如く、寛なる振舞にすべからず、兎角此方より渡す人の多がよき也、
 彼は大膽にて勇氣なき風也、恥辱をも不知、只長くかゝりて蠶食せ
 んとの了簡にて、死を厭ひ、自ら取の仕法なれば、此方の武勇は
 けしく見ゆる時は、必ず草の風に靡く如くなるべし、只遠くより鐵
 炮にて打事のみ好み、手元の働は必ある間敷思はるれば、恐るゝに
 不足也、兎角此地、ガエンの如き者を多く召つれて、打するがよき也。
 狄人此方地へ上陸せば、是も遙海岸より隔たる廣場へ陣を取、何程
 狄人打寄、鐵炮等、打共、此方にては屈する如く見せかけ、一發の筒を
 たに不放、且陣中土手にても拵へ、楯にして、一切打あはず、先にて此
 方屈たるをよき事と、勝よのりて甘間斗近く押よせたる時、大筒數
 發連發して、小石玉百二百人斗づゝ、但多程よき各槍柄太刀等にて馬
 をのりろへ、夷狄の中へのり込切殺すべし、又其内より申合せ、狄

人に不拘、岸へつけ置狄船へのり移るべし、夷狄の筒を見るに、分皮薄くして、合薬多くこむことは不能、且又筒軽く皆ころがし玉なれば、先づは中る間敷故、無二念乗込て、皆なぐり殺にすべし、常に蝦夷人方の方をあたへて置、ケ様の節に用立べし、是迄不毛の地、今より開くには、第一人の住よく思ふ様にするが先也、人のみにかきらす、物のよる所は、住居と食物、女のある所也、鳥獸にても同斷也、城下への交代を初、備場々々等へも宿を立、遊女等置べし、食物の貯は勿論也、衣食住と云ふ内、衣は三都杯にてころ、人目を飾る故、よき服も好みども、今開し土地にては、寒さへ凌候時は、左までには思ふまじけれども、其他は諸士にてころ、こらひ申すべきなれども、諸士の心にて思ひやりなくば、下々の者は住かね可申、又遊里酒屋なき時は、第一は家作其外共に職人落付申間敷、たとひ落付にせよ、職人共金を直に其地に捨る様には相成がたければ、かたぐ、右様するころ、良策と云べし、國常立神の開

き給ふと時代違へは、開き方も亦異なるべし、城下二三里の處へ、天下一の大遊里を拵可申、并大酒屋も多くあるべし、又芝居等も有べし、此二つは人の好む處と見ゆて、必ず此の有所は繁榮す、とてもなくて不叶物故、大く造りて、天下第一と聞へさすべし、必諸國より人入込で、金錢を落す事必せり、育子館是亦城下の十里内外に有て、子を育ること不相成者は、右の處へ持行、誰の子と云事不知様、其館へ置也、足輕以下にて子なき者杯、右の内よりもらひ行は、是亦勝手次第也、右育子館は東西兩所にありて、男育子の方と、女育子の方と有なり、女の方も足輕以下好にて、妻に致度は、届て妻に致す事也、二三年に相成、あら方城下も出來たる上よは、國名の願書を差出し、右土地は日本寅卯に當り、朝日も早く出候土地にて、且又日の本より日の出候儀理も有之、かたぐ、日出國と致度云々、又一ケ年も相立て後に、追々土地相開け、國名迄も被下置候處、尾張殿紀州殿は、臣

れも守にて、常陸計は親王方に無之ては、守とは不被申候へば、尾紀
 兩様は日出守と相成たきと申し、さて此度城下出來候處を、日出國
 水戸郡水戸村と名け、船印は紺地へ白に日出丸をぬき用ふべし、シ
 ルペン山より南松前迄を、シルペン郡と定め、勇威山より西井東十
 勝山通り迄を、勇張郡と定め、十勝山より東海までを、十勝郡と定め、
 可然候、何も大郡也、村名は是迄の名へ宜き文字認められ候へば、是迄
 の名を用ひ、無己は改名すべし、又四郡に東西南北と分ちても可然
 なり、日出國、勇張郡、勇威城と唱へ可申、以上北方未
 來記による又本朝六十六國壹
 岐對馬の二島を入て六十八國なれば、松前蝦夷、西はカヲフト東は
 シコタン等、北は千島よりカンサツカ迄を、北海道と定め、漸々國名
 御附に相成り、粒立たる島へは、夫々連枝を取立候はゞ、後世北狄の
 防禦も、行届き、徳川家も數々出來申すべきやとの愚案也、山海策と
 の卷末といはれたり、其規模の遠大を見るべし、又公の攘夷を主張する、既に

阿部勢州に贈る所の海防愚存にも、詳論せられしが如く、和の甚た
 非にして、戰の甚た理あること、實に天下庸俗の論を破るに足れり、
 而して世人或は公を頑陋、變通の見なしと誹るものあるは、公の深
 意別にあることあるを知らざる也、余之を福羽議官に聞く、先年
 主上小梅の徳川邸に幸するや、義公烈公の遺書を以て、觀覽に供
 す、内に一通の封書あり、主上之を内務卿大久保利通に示して讀
 ましむ、利通泣て曰、開國の論は、我輩の專にする所と謂ひて自負す
 る久し、而るに烈公既は此論あり、公の開國論は、我は先づもの也、是
 に因て之を言へば、我日本の開國を言ふ者、烈公より先なるはなし、
 臣等愧死せん、の耳と、時に主上其書を宮中より上らしめ、議官に命
 じて、反復熟覽せしめ給へり、余聞て悚然たりしが、後其書を得て之
 を讀むに曰、墨夷使の者より申立候趣にて、過日拙老父子へ、存意之
 趣、早々申上候様御達に付、相談の上、不取敢奉申上候處、右は如何様

の尊慮にて、存意御下問に相成候哉は、難奉測候へ共、萬々一苟安之尊慮にて、江戸へ商館等、夫々御立に相成可申哉と、甚心配仕候、只今墨夷使計にてさへ、於公邊品々御配慮も、可被爲在と、奉恐察候處、尙此上闇夷佛夷魯夷等追々参り、江戸へ商館を立候様の事に相成、時刻々各方へ直應接有之様にては、各方にも被指支可申、夫のみならず、各方へ直應接にて不整品に相成候は、必將軍家々御直應接と可申は、如見にて、各方にてさへ被差支候程之儀にては、何程御賢明の將軍家にては、下情并金錢等之品々、御答に御差支無之と計は、難申上候へは、何れの道、江戸へ商館等御立に相成る尊慮に候は、決而御不爲と奉存候、實は何れの湊へ成とも、夷狄を被指置候は、可然御儀に御座候得共、是迄御濟せの事故、三港の儀は、暫は無己、彼も人類にて表御懇切御爲の由にて申上候得者、一圓に御斷も被遊兼候は、聊も好む事には無之候得共、拙老事は、今公邊よりは退隱

の身分に候へば、公邊御親屬にて、身柄の者墨夷へ御申聞有之候ても不苦身分候故、御觀屬の拙老を墨國へ被遣候は、此上の御懇意は有之間敷候、拙者も二百餘年の御厚恩を不奉報、此ま朽果候よりは、日本の御爲墨國へ被遣、其代り此方へ商館等立候儀は、不相成よし、嚴重御達しに仕度候。

但し願之通、拙老墨國へ被遣儀に候は、参り度者は誰にても参り候様、御達に相成、浪人は勿論、百姓町人等の二三男三四百万人も被下、重追放輕き死刑の者迄も御免にて、被下に相成、召連参り、墨夷にて交易致度品は、拙老扱申次にて致候は、たとへ拙老始於彼地被殺候共、日本の御不爲には相成間敷、又々中納言此の地に居候へば、水戸に障りも無之、又百姓町人等も、元より二男三男を被下候故、是亦如何様相成候迎、其家元は無恙有之候へば、不厭事に御座候。扱ケ様の事に可相成とは、廿年前より先見仕候故、去る天保午年よ

り、數十度、松前蝦夷一圓被下、統而御任せに相成候様、願候得共、其節願通
 り御濟せに相成候は、自分領へ魯夷より館を立候をも、其儘に指置候様の事も、致し
 申間敷候、松前よりは届も無之、魯夷の應接にて、初て知れ候様に覺候かゝること故、如
 何相成り、甚殘念、御取上無之のみならず、去る天保甲辰には、右願迄も
 の事に御座候、御疑心の中に入、嚴重被仰付候程に候へば、況墨國にては、承知致候
 ても、於公邊御決斷如何可有御座哉と奉存候、御決斷に相成事に候
 は、墨國へ拙老を被遣、又他夷より云々申出候は、又誰か被遣候
 と申如く、先々此方の者被遣候て、御懇意の振に被遊候は、可然夷
 狄を江戸中へ被差置候は、公邊御爲以之外、御危く奉存候。
 一夷狄を湊へ被指置候は、拙老儀先年より夷狄を防禦致候は、大艦
 大砲の二つに止り申候と見拔、海外にて防禦致候節は、内地は靜に候所、内地
 内地の姦人等又騒立候へを、海外にて防禦いにて事出來候へを、大に混雜いたし、其中には
 たり候外無之候と先年より見拔居候事に候居候故、小金御鹿狩以前、火打袋
 を作り候て。

浦安の國守るものはいくさ艦、飛火の筒の外なかりけり。

と認、又其根付にいたし候鎌へは。

異國の艦打つけに拂はんも、石と鎌とを初にぞする。

と認、故阿部伊勢守等へも遣し申候ひき、其節より只今は大艦大砲
 の工夫も付候所、近頃相願、公邊より大艦御雛形并御書御懇篤に拜
 見も被仰付候得ば、旁發明仕候事にて、難有仕合に御座候へば、御時
 節柄願候は、幾重も恐入候へ共、湊へ夷狄指置候上は、遅速は格別
 何れ事は出來申候へは、何卒早く拙老へ百万兩被下候て、年來存込
 候通りの大艦大砲製候て、日本の御爲に仕度奉存候、百万兩と願候と
 ても、是は皆内地
 へ落候故、又廻りて公
 邊へ入候事に御座候

但右様申候とて、一時に百萬兩拜領仕度と願候には無之三度に
 も奉願度候、尙又木柄之儀も、御領の分は任願被下置、其他は拙老
 願出候は、先々へ拙老買上候は、無滯出候様、公邊より御觸に
 仕度候。

拙老兼て之所存之通りなる大艦大砲出來候へは、乍勿論命にかけ
て自身出帆、二百餘年公邊よりの御厚恩奉報度奉存候。

右大艦大砲製候儀、戸田村は先年魯夷製候所にて、可然様には承
り及候へ共、方今下田に夷狄居候へは、右の近くにて夷狄の目に
かゝり申候へは、外港に仕度、大坂に候へは、諸運送よろしく、便利
に候へ共、前にも認候通り、先年松前蝦夷の地、願出候てさへ、御疑
心に相成候へは、まして大坂杯申候はゞ、又如何様にか、姦人より
讒を出し、御疑心も可有之と奉存候へ共、一体拙老儀、去る甲辰公
邊より退隱被仰付候得共、御所よりの位記口宣は、其まゝにて、解
由狀不被下候へは、公邊向は隱居に候へ共、御所向は退隱と申に
も無之候へは、拙老大坂にて大艦大砲を製し居候中、非常の事に
も御座候節は、御所向の御警衛をも心懸候様被仰付候ても宜
敷程の事にて、但し只今は公邊より退隱被仰付、水戸領は中納言へ讓候へは、御
右様相成候には、年々二萬兩づゝも被下無之而は、差支申候

城代計被指置候よりは、京地御尊敬のかさゝ奉存候得とも、姦
人等讒説出候は必定にて、夫に御動有之様にては、公邊の御爲と
存候事も、半にて出來不申、拙老拵候艦砲も、半にて止、諺に申あふ
も不取蜂も不取、とやらん申如く相成行可申候へは、外港にて
運送宜しき港へ參り居候て、時々刻々自分指圖仕候て、製造仕度
若先年願之通、松前蝦夷一圓拙老へ被下、別家に御立にて、先年と
違ひ今
只今は敵目前に居候へは、前文墨國へ參
り候程の人数不被下候ては、差支申候、右港の中を擇び、右にて製候ても、
よろしく候へども、大坂と違ひ、不便に候へは、別而製造も遅く相
成候事と奉存候。

右願之通り、百万金被下、大艦大砲製候にもいたせ、苟安之尊慮にて
万々一にも諸夷の商館、江戸へ御立は、何れの道不御宜、何程大艦大砲
拵候迎も、内地
に不寄付爲には、相成候へ共、内にて事出來候節の用には、足り兼申候、尤工夫の大艦有
之候へは、事出來候節、追々夷の來り候を海外にて防禦致候爲にも相成申候、この道に
も兼て製度存候所の大
艦大砲は、拵申度事に候、内より崩れ申儀、鏡にかけ候如くに候、万々一に

も江戸中の諸夷の商館御立に相成候へば、御後悔は如見に候へば、
 何とか品よく御斷相成候様仕度、前文に認候通り、御親屬の拙老を
 墨國へ被遣、夫れにて御懇切の角にて、止り候事に候はゞ、一切御厭
 不及候故、拙老を被遣候ても、江戸へ商館を御立無之様仕度候、彼人
 類懇切に、御爲交易交易と申候得共、交易にて一切御國の御益に相
 成事は無之、最初には御國の益の様に致候とも、皆人を馴候のみに
 て、終博奕致候者、初心の人を引入候にても、御承知可被成候は他日本の品を不用、日本國中の品候にて、事欠候儀は有御座間敷、事欠候
 儀御座候はゞ、御制度にて如何とも可相成候事、只今より見ゆ申候、
 扱一度御集の上にて、又々御攘可被遊と申時は、墨夷のみならず、皆
 御敵に相成、餘程御六ヶ敷と推察仕候、御武備御整迄、一時の御計策
 にて、開港被遊候と、夷狄を江戸へ被指置候とは、大に相違仕乍、憚征
 夷の御名目にも拘り候御事に相成、大小名にて公邊を輕蔑仕候と

ても、御察當も被遊兼候様相成可申、奉恐察候、外を内よし、内を外に
 被遊候様成行、終に姦人其間に、出候て、夷人と内通等の程も難計、左
 様相成時は、御大城を初、江戸中焼拂候もいと易き事と奉存候、四五
 年前より來り、初而此度拜謁致候人類、何程口上にて御懇切に、御爲
 大切に存候とて、是迄一切不來夷狄、何故に右様御爲とて申上候哉、能々御考にいたし申度候二百餘年御厚恩に
 相成、公邊御爲を存上候人々にて、墨夷にて御爲と申と、一日の論に
 有之間數候へば、嫌疑をも不厭、此段存分各方迄御相談旁御咄申候、
 是迄追々建白も致候上は、別段申進候にも不及候得共、江戸へ諸夷
 の商館御立にも相成候ては、果而公邊御不爲と奉存候儀、乍心付、不
 申進候ては、二百餘年御厚恩を蒙り候せんも無之候へば、不顧恐此
 段各方迄御相談旁申進候、面晤と違ひ、書は不盡言、右書之趣御分り
 にも相成兼候はゞ、何時にても御相談可申候也。

十一月十五日認

水 隱 士

堀田殿御初へ參

老服落字等も有之段御海怒可被給候

この書に、公自ら朱書して云、安政四年丁巳我を異國へ被遣候とも、江戸へ商館御立は不宜云々、又百万兩被下、兼て存念之大艦拵度との書付、十一月十五日指出候處、十二月六日何等無次第返る。とあり、當時此説行はれずと雖も、公の誠忠天下國家の憂ひ、自ら進て海外に航し、交易をもせんとの思ひ入り、平生の持論と大に異なり、是公時措の宜き、變通の策、君子時に中するの義を見るべし、亡友鈴木大に書して云、烈公の明鑑卓識、千歳不出世固より論を待すと雖も、攘夷の説を以て、人或は疑ひ固陋とするものあり、烈公の攘夷を旨とせしは、國威を張に汲々たるものにして、其詳説は豊田亮の靖海全書にて参考すべく、其大意は余が賜勅始末に論述せり、而して此書翰以て之を徴すべし、抑當時堀田正睦老中の首席に當り、柔懦無識、蘭學者の言を偏信し、交易を許せし、長崎にて蘭人に交易を許すと同く、世態依然として、百年無事を保つものとし、内は京師及諸侯の情勢、外は西洋各國競争の景况、何ものたるを知らず、所謂庸人誤國ものにして、烈公の深く、皇國の爲めに憂ひ給ひし所なり、現に當時聞くことあり、岩瀬修理云、鎖港論者にも、こまれども、堀田の如く、交易さへ許せし、百年無事とするには尙困ると、以て當時を想像すべし、今此御書翰を拜して、往時を感慨し、一言を贊して、参考に供すと云爾。

世に公の攘夷論を駁して、烈公も今日にあらば、攘夷論は主張せざりしならんとて、今日の時勢に合せんとする者あるは、大なる誤りなり、公の時に因て變通せらるゝ事上に述るが如くなれば、今世に處しなば、今世の處分あらんこと明かなり、されども必今日の如くに、舊慣習俗を一變し、禮義廉恥をも打忘れ、つとめて西洋に摸擬し、つとめて西洋を崇拜し、又きはめて我敬神尙武の風を亡し、きはめて内外尊卑の弁を輕んじ、國体の尊嚴を汚すをも顧ざるが如きことは、あらざるべし、其は公の云へる言に、神徳を尊敬致し候義、則政事によりて、いか様にもなるべし、執政參政に學問無之か、又は我國より他國の風を好み、漢學佛學西洋學杯に僻し候人有之候へば、人の好處のみ引立て、これ大に今日の病根に中れる針砭と云べし、又皇國の御爲を厚く存候有志の人々、執政參政等に捕候へば、同じ漢西の學を取り候、御爲に相成候様取申候へば、執政參政等に撰び申候人、肝

要なる義勿論に候、とあるを以て見るときは、烈公をして今日の大政にあづからしめば、西洋の法律をとり、西洋の兵式をとり、西洋の學術をとるも、必ず、皇國の大道と、祖宗の遺訓に基きて、國體を尊嚴にし、外人に雌伏屈從するが如きの所爲なく、大に、皇國の御爲めを謀りて、西洋に僻するの弊をせざること明けし、世人之を察せずして、公は變通の才ある故、今日にあらはなは今日の時勢に従ふならん、と思へるは、大に公を知らざる者也、何を以て之を言ふとならば、公は早く今日の弊を看破するの議論あれば也、公學問の事を論して云、皇國の學問は、神胤一本なる所を彌益尊敬致し、何れも我身を修め候より、國天下に及ぼし、四民夫々己の職を勵み勤め候様指揮致候義、何よりの學問なり、兎角、皇國の義を本といたし、皇國の爲に助け候様にと致さゞれば、漢學も害に相成可申候、扱又近來流行の西洋學は、孔子の道とは又大に異にして、大筋の取べき

義は無之、末道にては、船製軍法銃砲醫術天文細工位のこと候へども、彼が軍法銃法をとり、彼を防禦して、皇國の御爲に活用致し候は、則我が大和魂の學問に候、醫術の義も、彼が良法を取て、御國の人民を救候義、是亦同斷に候、天文のことは、たとへ日本流にて相違有之とも、鳥獸と草木と時氣相あらはれ、種蒔仕付等致し候へば、何の指支も無之候へども、是迄の如く漢蘭の法を用候とて、又させる害も無之候所、彼が方にて本と致し候天主教に至り候ては、孔子の道とは大に相違、八宗佛法よりも、其害百倍致し候はん故、西洋學は彼にて、末と致候所を以て、活用致し候は格別、彼が本と致候所、此地に行はれ候は、以て外と存候、相成たけ西洋の學問は、弘く不被行様致度こと候、と云へるにて、其大要を知るべし、これいたく洋學をあしきと云ふに似たれど、洋學の弊處を論じたるの也、其先見の明此の如きときは、公をして今日にあらしめば、今日の弊を洗刷せ

らるゝこと明瞭ならん。

應神天皇の御世漢土の學を弘め玉ひし後、國史律令格式等のめてたき書多く出來つれど、未だよく神聖の彛訓を掲げて、天地の大道を論せし者あらず、其之あるは北畠准后の神皇正統記に始る、准后南北播遷の際、常陸に流離し、北軍四方環攻るの時、一旅の衆を以て、關の孤城に據り、義徒を糾合するも、時の盛衰と、戰の勝敗を觀望する者衆く、其困苦艱難、實に名狀す可らざるものあり、而して准后忠義の心、凜然として屈せず、確乎として撓まず、僅に王代記に據て、正統記を著し、神器の嚴犯す可らず、皇統の尊干す可らざるの理を明にす、正氣の磅礴、萬古磨滅せざる者あり、是眞に天朝の正學と謂べし、爾後三百二三十歳にして、源義公の如き、朝廷あることを知て、自家あることを知らず、名分を正して、君臣の義を明し、天朝を尊崇して、亂賊を筆誅するの大日本史あり、其本紀は太祖神武天皇より後小

松天皇に至るまでの治亂盛衰の理を言ひ、其列傳は歷朝の諸臣あり、壬申功臣あり、南朝の忠義諸臣あり、次に將軍傳、將軍家族家臣傳あり、次に文學歌人孝子義烈列女隱逸方技あり、次に叛臣傳、次に外國傳、凡三千年間人臣の忠邪曲直、政事の是非得失、大抵網羅せざるなし、其志は神祇氏族、職官、兵、刑、禮樂、食貨、國郡、陰陽、佛事あり、各其事の上古に起るものは、筆を神世に起し、之が沿革を論じて、泄らさず、表は臣連二造あり、公卿あり、國司あり、郡司あり、藏人、檢非違使、鎌倉僚屬表あり、一目して觀に便ならしむ、他日訂正上木、以て世に公にせんとす、以上録する所、みな神聖の彛訓を奉じて、天地の大道を明にするに非るなし、北畠准后以後、始て此大著作あり、古人の義公の學を稱して、天朝の正學と謂ふ、實に當れり。

嗚呼天地間の事物、取て人世の用に供すべき者、兵也、刑也、禮也、樂也、天文地理也、山川草木禽獸也、文章畫圖、文字諸工藝、農商の業也、學に非る

者なけれは、洋の東西と國の遠近に論なく、其科目を設けて之を文學に置き、人の好む所に隨て之を學はしめ、而して神聖の彝訓に照して誤らず、天地の大道に準して違はず、而して後に之を大小事物の上に施して、干格すること無らしめば、天朝の正學全く備りて、善を盡し美を盡せるものと謂ふべき也、世人或はこの義を知らず、神聖の大道を主張すれば、頑と云ひ、東洋の美をのぶれば、僻と云ひ、身は日本人なることを忘れて、心を歐米の風に迷溺し、宗教の中に陷没して、殆ど万古一系の天子と、天壤無窮の皇統あることを知らざるものあり、豈慨嘆せざることを得んや。

烈公嘗て弘道館を設け、其記文を作て曰、奉神州之道、資西土之教、忠孝無二、文武不岐、學問事業、不殊其効、敬神崇儒、無有偏黨とあるに、つき藤田東湖其意を擴めて曰、神州の道は、浮屠俗儒神道者古學者とに妨げ害せられたり、凡神を敬ひて祭を重んずるは、斯道の尤

も大なる者なるを、浮屠は本地垂迹の説を設けて、天下神祇を舉て、胡鬼の末流とし、所在の神宮に神宮寺を建て、祠官僧徒雜處するに至り、朝廷の典禮も、亦往々浮屠の法を用ゐ、喪祭大事、一切之を僧徒に委す、是浮屠に奪はれし也、上世未だ文字あらざりし時、斯道或は言語歌詞に傳はり、風俗政教に存じ、氏族官職、名物制度の中に寓せり、其之を書に筆するに及んで、操觚者徒に西土の文に眩して、古風を失ふ者あり、況んや大道を知らざる者、文飾を加へて、其實を失ふに於てをや、是俗儒に壞らるゝ也、後世浮華日長し、儒佛益盛んなるに及で、神官巫祝の行ふ所、禱祝祓除に過ぎず、於是陰陽五行の説を附會し、門戸を立て、神道と曰ふ、神道は人の本にして、生民の須臾も離る可らざる者、豈巫祝の私すべき所ならんや、而して彼取て糊口の具とす、是神道者之を小にせし也、近世古學を唱ふる者、古言を錯綜し、舊事を網羅す、考證力めたりと謂べし、其道を論ずるに至て

は、天下吉凶禍福を以て、直日神と枉津日神とに付け、清淨自然を以て、人道の極致とし、老莊に附會し、西洋に牽強す、其弊或は胸臆に任せ、私智を逞するに至る、是殆ど明にして、又晦ますもの也、又曰、世の神道を奉ずる者、鴻荒を談説し、幽眇を學ぶ者、異邦を大とし、神州を小とす、動もすれば、本末を顛倒するの失あり、是儒に黨する也、神州は自ら、神州、西土は自ら西土にて、各々差別あり、彼れ我を以て外とすれば、我亦彼を下とす、況んや國體を重んじ、各分を慎む者もとより、皇朝の重んずる所なるをやと云へり、又曰、皇朝の風俗、万國にすぐれて貴しと雖も、文學を初め、万事の開けぬるは、漢土の勝れぬる所なり、其勝れたる所を取て、皇朝の助けとせんこと、何の耻ることかあらん、銃鉦は西北の夷狄より渡りぬるものなれども、是を取て用うる時は、夷狄を防ぐべき良長器なり、漢土の教を取りて、用うることに同じと、我君常に宣ふは、御卓識と申すべし、

さらば漢土に限らず、よき教たにあらば、南蠻北狄の道をも用うべきやと云はゞ、是又大なる僻事也、夷狄の人は、其智巧み深くして、天文の考へ、銃鉦の製なぞ、甚たすぐれぬれど、其教に至りては、皇國に用うべからず、唯漢土のみ土地も近く、風氣も似よりたれば、其道通はし用うべし、漢土にて忠孝と云ふことを、皇國の人用うれば、我君我父母に忠孝を盡す事に成りぬべし、其他彼邦にて先王と云へば、我は、神皇と云ひ、彼國にて昊天上帝と云へば、我は正しく天照大御神とかもこ、み奉る類ひ、以て知るべし、然に南蠻北狄の教は、専ら其本尊を貴び、其道を弘むる國々の人にも、必ず其本尊を拜み敬はしむ、されば、其道に迷ひぬる人は、我君父よりも本尊を貴び、宗門の爲めには、君父にも弓を彎くに至ること也、凡て邪教のはびこるは、神の道衰へて大和魂失ぬればなり、譬へば人の元氣衰へぬれば、外邪是れに入て病をなすが如し、神道は大和魂の本にて、皇

國の元氣なり、されは其元氣を本とし、風土の似よりたる漢土の教
 を取りて、大和魂を助け、忠孝の大節を明らかたすべき事を思ふべ
 し、と云へり、當時烈公は義公の意を繼きて、忠孝無二、文武一致、敬神
 崇儒の大意なるに合せて、藤田彪は、其父一正の學術をうけ、専ら公
 意を輔賛して疑はざりしかば、幕府よりは水戸の學問は、天朝最
 負と云ひて、之を譏り、名忠杉山復堂名忠一日幕府儒者古賀氏を尋ねし
 時、會澤恒藏の著述につき異論あり、水府學は天朝最負なりとの事
 を話せり、因て云ふ、これは今始りたる譯にあらす、先君義公の志に
 て、修史の意も此所専門なり、天朝最負と申すには無之、是則ち君
 臣の大義ある所、神州の神州たる所以にあるべしと云ひしに、左
 れども幕府より見れば、然らずと云ふ故、義公の志 天朝を尊崇い
 たさるゝは、勿論なれども、又幕府をも崇敬の主意なり、敢て王を尊
 ぞ稱を卑む杯申わけには無之、且三藩は尊王の人起るは、ますく

幕府の至徳を見るに足り申すこと也、諸君子の議論あらば承りた
 しと申しけるに、多くの事もあるはず、二三條の議論あるなりと答
 へたり、此水府學など云ふ説は、佐藤捨藏より起りしに相違なし、其
 淵源は林家と捨藏と相結びて水戸學派等のことをも、議し藩邸に
 捨藏を入れしも、彼が説を信する者もなく、月一回の講釋さへ聞人
 も少ければ、旁不平なりし處、某等北歸し、君公烈公も頗る彼が心術
 を看破せられしかば、いよく面白からず折しも水野越州とかく
 君公をひしぎ度素心なれば、うこ等に乘じ、水府學などの異名をつ
 け、平田大學等の黨に入れんとするの組織とみゆ、憎むべき漢なり
 と云へることあり、かよれば、水戸學と云ふ稱は、ふさはしからぬ名
 なれども、今日に至りては、義烈二公の學術を水戸學と云ふが如き
 通稱となりたれば、先づ之を用ゐてあらんも、可なるべし。
 古學者流よりは、水戸學は神儒混淆なりと云ひて、議せし者ありし

も、國中の士民、是が神聖の彝訓を奉じ、天地の大道に背かざる學問と思ひて、勵みたりしかば、大に天下の氣を鼓舞作興せり、唯讒人の誣罔をうけ、幕府よりは君臣ともに冤罪を蒙り、一時幽囚せられしは、遺憾の事なりしかども、其忠義の氣、九重に貫徹したりけん、絶て久しき、天皇御謚號を上るの事も、御採用にあづかり、先帝孝明天皇は、深く公を依頼し給ひて、攘夷の命を水戸に下し給ひ、又公の嘗て幕府に建議せられし、山陵修復の議も行はれ、北方未來考を作りて、北海道を置き、蝦夷を開拓するの竟見も大に行はれ、大極論を著はして、皇室を隆盛ならしむるの策を講せしも、時運遂に來りて、大政復古し、今日明治の御世を仰見る事を得たるの悦びは、舊藩臣子の私情のみならず、實に義烈二公の神魂も、大に慰む所あらんと思ひ奉らるゝ也。

天朝正學 大尾

明治二十九年十二月十日印刷
明治二十九年十二月十五日發行

定價金參拾五錢

著者 栗田 寛

發行者 成澤 唯次

印刷者 河本 龜之助

發行所 國光 社

印刷所 國光社印刷部

全 京橋區築地二丁目二十一番地

全 京橋區築地二丁目二十一番地

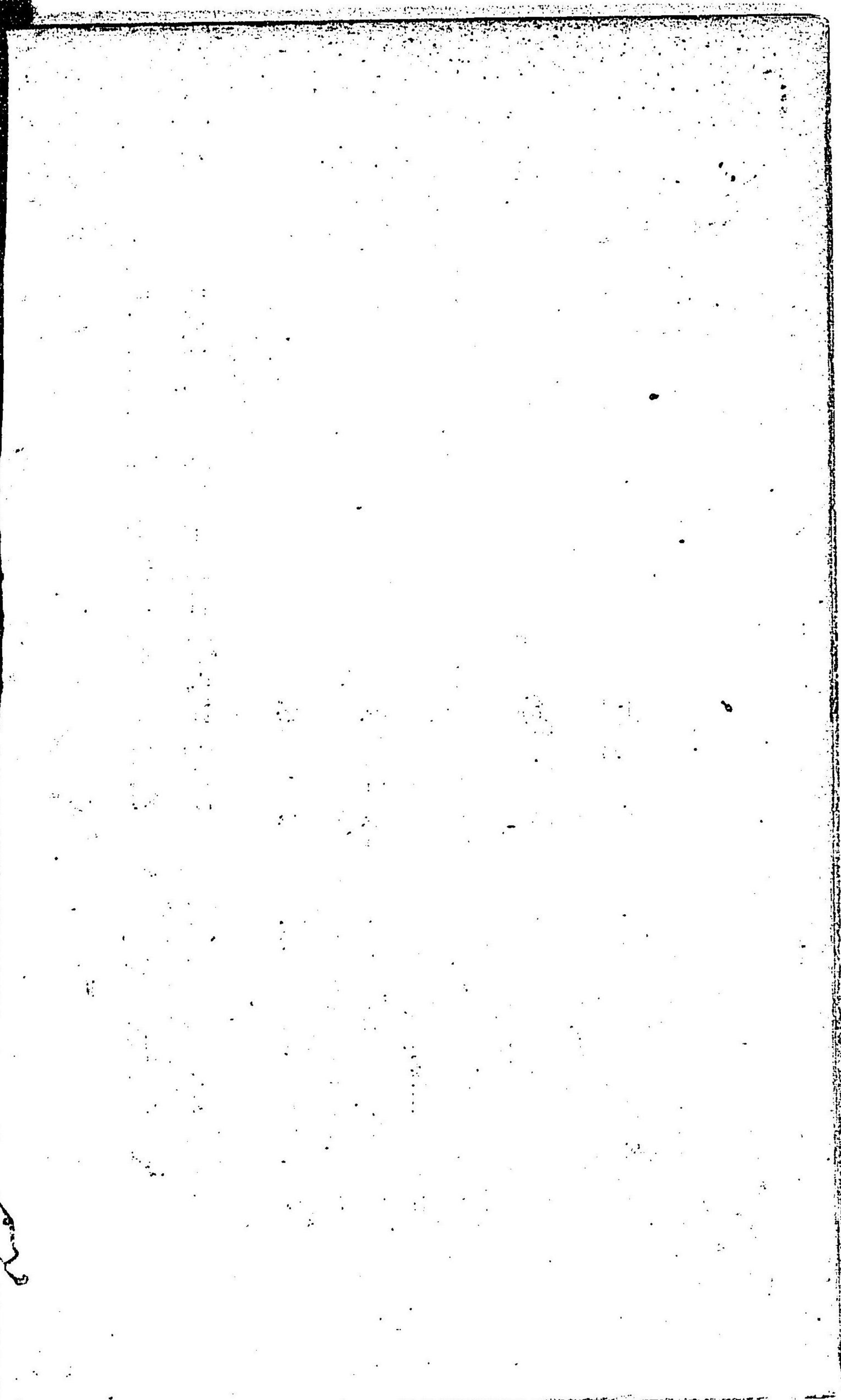
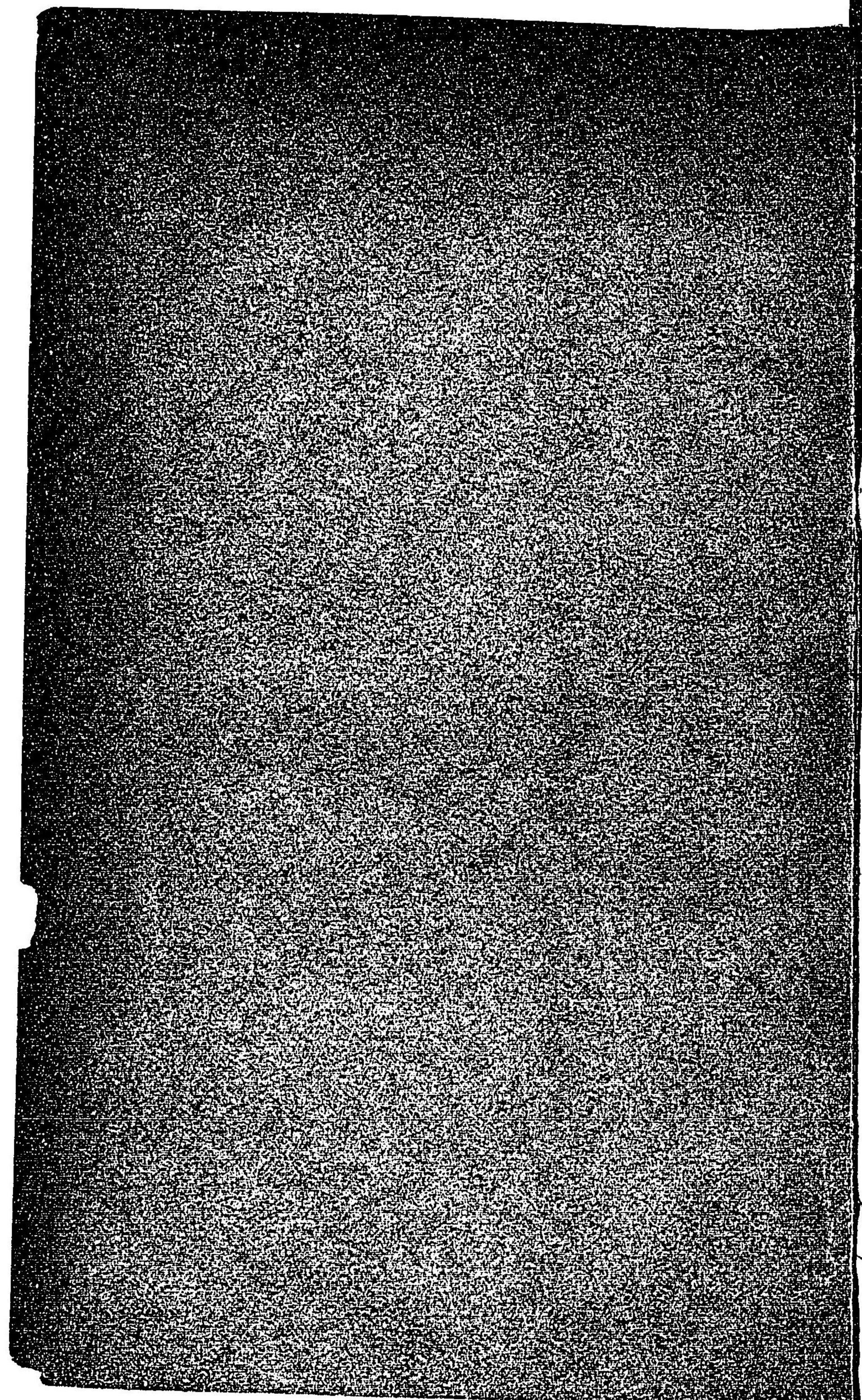
全 京橋區築地二丁目二十番地

全 京橋區築地二丁目二十一番地

全 京橋區築地二丁目二十一番地

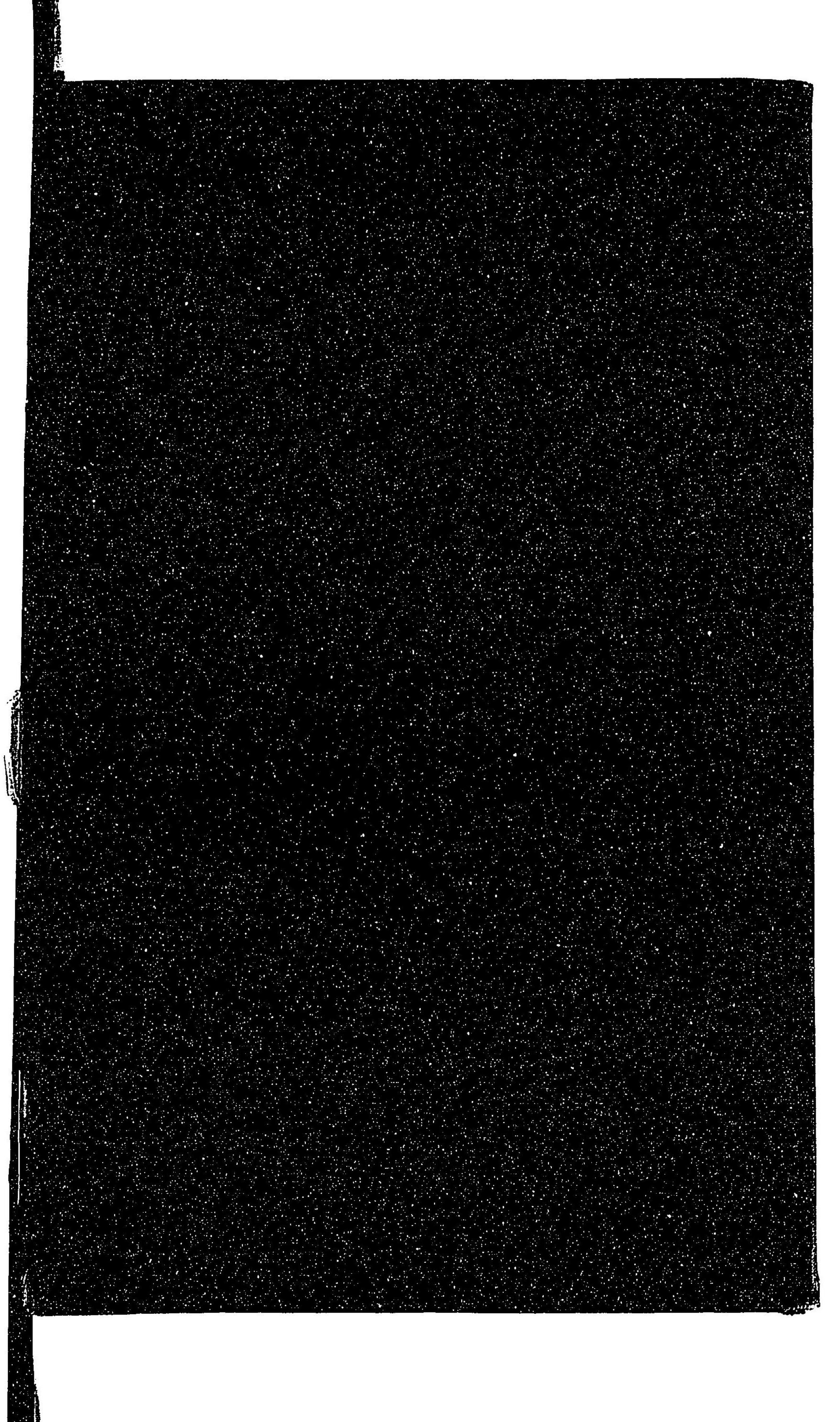
全 京橋區築地二丁目二十一番地

全 京橋區築地二丁目二十一番地



74

28





事故本
切り取り
P.117-118
P.121-122
S.63.10.27

014419-000-6

74-23

天朝正学

栗田 寛/著

M29

ABB-0797

